十六　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=14}^{29}(B_n \times C_n) \times 0.003 + \sum_{n=22}^{29}(D_n \times E_n) \times 0.003 + F_n \times G_n + \sum_{n=15}^{29}(H_n \times I_n) \times 0.034 + \sum_{n=14}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.002 \times \left(\frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=15}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.067 + \sum_{n=15}^{22}(N_n \times O_n)\right)}{1{,}830\text{円} \times A} \times 0.001 \times 0.75 + \sum_{n=15}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.001 \times 0.50 + \sum_{n=15}^{29}(R_n \times S_n) \times 0.024 + \sum_{n=15}^{16}(T_n \times U_n) \times 0.024 + \sum_{n=15}^{22}(V_n \times W_n) \times 0.024 + \sum_{n=15}^{29}(X_n \times Y_n) \times 0.040 + \sum_{n=18}^{29}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{29}(AB_n \times AC_n) - 0.022 \times AD$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 14 年度から平成 29 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 14 年度補正予算債、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{14} ＝ 1.000

C_{15} ＝ 7.900

十六　地域振興費　人口

算式Ⅰ

$$\frac{\sum_{n=14}^{28}(B_n \times C_n) \times 0.024 + \sum_{n=22}^{28}(D_n \times E_n) \times 0.024 + F_n \times G_n + \sum_{n=14}^{28}(H_n \times I_n) \times 0.042 + \sum_{n=14}^{19}(J_n \times K_n) \times 0.024 \times \left(\frac{\alpha}{0.30} + \sum_{n=14}^{19}(L_n \times M_n) \times 0.084 + \sum_{n=14}^{22}(N_n \times O_n)\right)}{1{,}820\text{円} \times A} \times 0.001 \times 0.75 + \sum_{n=14}^{22}(P_n \times Q_n) \times 0.001 \times 0.50 + \sum_{n=14}^{28}(R_n \times S_n) \times 0.025 + \sum_{n=14}^{16}(T_n \times U_n) \times 0.025 + \sum_{n=14}^{22}(V_n \times W_n) \times 0.025 + \sum_{n=14}^{28}(X_n \times Y_n) \times 0.042 + \sum_{n=18}^{28}(Z_n \times AA_n) + \sum_{n=18}^{28}(AB_n \times AC_n) - 0.027 \times AD$$

算式Ⅰの符号

A　測定単位の数値

B_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債（平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの、平成 14 年度補正予算債、平成 19 年度補正予算債及び平成 22 年度補正予算債、平成 22 年度において発行について同意又は許可を得た地域活性化事業債のうち定住自立圏推進事業に係るもの並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額は、当該額を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村に係る額とみなす。

C_{14} ＝ 1.000

C_{15} ＝ 0.988